

ホール天井耐震化工事
発注仕様書

平成 29 年 6 月 8 日



目次

1. 総則	1
1.1. 発注仕様書の定義.....	1
1.2. 用語の定義.....	1
1.3. 対象施設の工事概要.....	2
1.4. 本工事の業務範囲.....	3
1.5. 業務における留意事項.....	3
1.6. 業務従事者の要件.....	4
1.7. 第三者の使用.....	4
1.8. 遵守すべき法規制等.....	4
1.9. 工期及び工事スケジュール.....	4
1.10. 著作権等.....	5
1.11. その他.....	5
2. 業務要求水準	7
2.1. 勤労会館に関する業務要求水準.....	7
2.1.1. 対象施設の事前調査業務.....	7
2.1.2. 設計業務.....	7
2.1.3. 建設業務.....	11
2.2. 西宮東高校ホール（なるお文化ホール）に関する業務要求水準.....	17
2.2.1. 対象施設の事前調査業務.....	17
2.2.2. 設計業務.....	17
2.2.3. 建設業務.....	21
2.3. 西宮市民会館 アミティホールに関する業務要求水準.....	27
2.3.1. 対象施設の事前調査業務.....	27
2.3.2. 設計業務.....	27
2.3.3. 建設業務.....	31
【別紙】	
別紙1 対象施設位置図	
別紙2 対象施設概要	
別紙3 各対象施設の工事期間中の運営範囲及び工事対象範囲	
別紙4 市が別途実施する工事	
別紙5 西宮市消防局との事前相談結果	
別紙6 提出書類確認表	
別紙7 業務要求水準との整合性確認結果報告書	
別紙8 工事履行状況自己確認計画書	
別紙9 工事履行状況自己確認結果報告書	

1. 総則

1.1. 発注仕様書の定義

「ホール天井耐震化工事 発注仕様書」（以下「本書」という。）は、西宮市（以下「本市」という。）が、ホール天井耐震化工事（以下「本工事」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、本工事の業務遂行について、工事概要や市が事業者に要求する業務水準を示すもので、「入札説明書」と一体のものである。

1.2. 用語の定義

(1) 耐震化天井工事

平成 25 年国土交通省告示第 771 号「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」第 3 に規定される「特定天井の構造方法」に適合させる工事をいう。

(2) 落下防止措置

第三者機関による技術性能証明を有する工法^{※1}を用いて、「落下防止措置」^{※2}を実施する工事をいう。

※1：技術性能証明の適用範囲を超える場合にあっては、実験等により安全性を確認できるものとする。 ※2：平成 17 年国土交通省告示第 566 号（改正：平成 28 年国土交通省告示第 917 号）に規定される「落下防止措置」を指す。

(3) 附帯工事

対象施設の工事範囲における、天井面の工事に伴い必要となる工事及び市が求める工事をいう。

1.3. 対象施設の工事概要

工事の対象施設は、別紙2に示す施設であり、各対象施設の工事概要を次に示す。

勤労会館	
工事対象部分	ホワイエ天井、ホール天井
工事概要	ホワイエ天井：耐震化天井工事
	ホール天井：落下防止措置
	付帯工事： ①ホール天井のアスベスト含有材の対策工事 ②照明器具の復旧 ③ホール南側建具（避難出口）の更新工事
所在地	西宮市松原町2番37号
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建て
竣工年月	昭和42年3月
改修履歴	平成14年耐震改修
ホワイエ部分面積	約60㎡
ホワイエ部分天井高	7.35m
ホール面積	278.15㎡
ホール天井高	7.8m
座席数	400席

西宮市民会館 アミティホール	
工事対象部分	ホワイエ天井、ホール天井
工事概要	ホワイエ天井、ホール天井：落下防止措置
	付帯工事： ①照明器具の復旧
所在地	西宮市六湛寺町10番11号
構造・規模	鉄筋コンクリート造 7階建て
竣工年月	昭和42年3月
改修履歴	昭和60年ホール改修 平成7年災害復旧
ホワイエ部分面積	約150㎡
ホワイエ部分天井高	最低天井高8.2m/最高天井高9.2m
ホール面積	842.34㎡
ホール天井高	15.85m
座席数	1,180席

西宮東高校ホール（なるお文化ホール）	
工事対象部分	ホール天井
工事概要	ホール天井：落下防止措置
	附帯工事： ①照明器具の復旧
所在地	西宮市古川町1番12号
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建て
竣工年月	昭和63年7月
ホール面積	628.05 m ²
ホール天井高	12.95m
座席数	644席

1.4. 本工事の業務範囲

本事業は、事業者が本書に示された要求水準事項に沿って、次に示す業務を行う。

- (1) 対象施設の事前調査業務
- (2) 設計業務
- (3) 建設業務
 - ① 耐震化天井工事業務
 - ② 落下防止措置業務
 - ③ 附帯工事業務
- (4) その他工事実施に必要な関係業務

1.5. 業務における留意事項

本事業の遂行にあたっては、次の事項に留意する。なお、各業務における留意事項については、別途記載する。

- (1) 適正な工事計画
 - ・本工事の目的、市の意図を十分に考慮し工事計画を作成する。
 - ・工事計画においては、工事を確実に遂行できるスケジュールを組む。なお、市は対象施設の工事期間を1.9.のとおり設定しているが、できる限りその期間を短縮することが望ましい。
 - ・工事実施にあたっては、工事計画を確実に遂行できる体制を構築する。
- (2) リスクへの適切な対応
 - ・工事請負契約書に定める内容に従い、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。

1.6. 業務従事者の要件

業務従事者（事業者及び事業者から業務を受託するその他の業務従事者等。以下「業務従事者」という。）は次の事項に従うものとする。

- ・本工事に関係する業務従事者は、互いに打合せを十分に行い、本工事を円滑に進めることとする。
- ・業務従事者は、本工事の対象が公共施設であることを踏まえ、施設の一般利用者及び施設周辺環境の安全に配慮し、市並びに対象施設管理者と十分に協議を行い、工事を実施する。
- ・本工事の実施にあたって、市並びに対象施設管理者と協議した場合には、その打合せ議事録を作成・保管し、市に当該打合せ議事録を提出する。
- ・上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その打合せ議事録等を作成・保管し、市に提出する。
- ・業務従事者が対象施設に立ち入る際は、業務従事者であることを容易に識別できる服装又は名札・腕章等を着用し、業務にあたるものとする。

1.7. 第三者の使用

事業者は業務を行うにあたって、入札参加時に表明する企業以外の第三者を使用する場合、事前に市に届けて、その承諾を得るものとする。

1.8. 遵守すべき法規制等

本工事の遂行に際しては、各業務の提案内容に応じて関連する法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本工事の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

なお、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を遵守するものとする。

1.9. 工期及び工事スケジュール

工期は工事請負契約締結の翌日から平成31年6月28日（金）までとし、工事スケジュールは下記のとおりとする。

平成29年度			平成30年度									平成31年度									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
			勤労会館																		
						西宮東高校ホール															
													西宮市民会館								

1.10. 著作権等

(1) 成果物等の公表等

事業者は、市の承諾を得ずに、技術提案及び設計図書等の成果物を第三者に譲渡、貸与、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(2) 著作権の譲渡

事業者は、本工事における成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。

(3) 著作権の侵害の防止

事業者は、作成した成果物が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを保証すること。

(4) 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工法等を使用する時は、特許権等を損なってはならず、又その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

1.11. その他

(1) 監督員の配置

市は、工事請負契約書に基づき、監督員として、総括監督員及び主任監督員を置く。

(2) 一般利用者及び施設関係者の安全確保

本工事は対象施設を運営しながらの工事となる。そのため事業者は、工事実施にあたって日常的に監督員と十分な協議を行い、別紙3に示す運営範囲、並びに対象施設周辺における一般利用者及び施設関係者の安全確保に努めなければならない。

(3) 対象施設に関する図面の取扱い

市は、事業者が業務を行うにあたり、市が事前に貸与した対象施設に関する図面（以下「既存図面」という。）の使用を妨げない。

ただし、事業者は、その使用にあたっては、事前に内容を十分確認するとともに、使用に関する一切の責任を負うものとする。市は、既存図面のうち、建物図面（配置図、平面図、構造図、断面図）に重大な誤りがあることが判明した場合を除き、その使用に関して一切の責任を負わない。

(4) 工事着工前の確認事項

事業者は、本工事に着手する前に、設計図書及び工事費内訳書等、本工事に関わる書類を市に提出し、市の確認を受けること。なお、市の確認を受けずに工事に着手することは出来ない。市は事業者より提出のあった日より起算して14日以内に、確認結果を事業者に通知するものとする。

(5) 市が別途実施する工事との調整

市は平成29年度以降、別紙4に示す工事を対象施設において実施することを予定している。事業者は、市が主催する当該工事に関する協議等に出席するとともに、当該工事との連携を図ること。なお、協議回数、出席者等は別途協議により決定する。

(6) 工事履行状況の確認

事業者は、設計及び施工業務の実施にあたって、本書で定められた規定や業務水準等及び技術提案の内容（施工業務にあつては、実施設計を加えた内容。）を満たしているかを自ら検証すること。

a) 本書の規定及び業務水準等に対する確認方法

本書で定められた規定や業務水準等に関する確認は、別紙 7「業務要求水準との整合性確認結果報告書」を活用すること。

b) 技術提案の内容に対する確認方法

技術提案の内容を満たしているかの確認は、「工事履行状況自己確認計画書」で行うこと。「工事履行状況自己確認計画書」の作成は、事業者が設計及び施工業務の実施前に行い、形式は別紙 8「工事履行状況自己確認計画書」に倣うものとする。

また、事業者は、「工事履行状況自己確認計画書」の確認結果を「工事履行状況自己確認結果報告書」として整理し、市へ適宜提出・報告すること。「工事履行状況自己確認結果報告書」の形式は別紙 9「工事履行状況自己確認結果報告書」に倣うものとする。

c) 工事履行状況に対する是正

事業者は、自ら確認した「工事履行状況自己確認結果報告書」に基づき、是正すべき事項が確認された場合は、迅速かつ確実にその是正を行うこと。

また、市は「業務要求水準との整合性確認結果報告書」及び「工事履行状況自己確認結果報告書」等に基づき、事業者が実施した業務内容が、本書で定められた規定や水準等、及び技術提案の内容を満たしているか確認する。その結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は市の指示に従い、迅速かつ確実にその是正を行うこと。

2. 業務要求水準

業務要求水準は、対象施設毎に構成される。

2.1. 勤労会館に関する業務要求水準

2.1.1. 対象施設の事前調査業務

(1) 基本事項

①業務範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、本工事を実施するために必要な設計業務のための事前調査を行う。事前調査業務には、次のものを含むものとする。

- ・設計のための事前調査業務
- ・その他、附随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

②業務期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。ただし、ホールの閉館期間は、平成30年2月1日（木）～平成30年7月31日（火）とする。

③事前調査業務計画書

事業者は、事前調査業務着手前に事前調査業務計画書を作成し、市に提出して承認を得るものとする。

(2) 事前調査業務の業務要求水準

- a) 現状の音響・照明設備性能の確実な維持を前提にしつつ、設備等の設置状況の確認、耐震化天井工事、落下防止措置及び附帯工事のための設計及び工法等検討に必要な調査を行うこと。

2.1.2. 設計業務

(1) 基本事項

①業務範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、本工事を実施するために必要な設計を行う。設計業務には、次のものを含むものとする。

- ・実施設計業務（設計図書の作成等）
- ・市の別途発注する工事との調整業務（市の別途発注する工事は別紙4参照）
- ・その他、附随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

②業務期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

③設計体制及び管理技術者の配置

事業者は、設計業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、設計業務着手前に市に提出して承認を得るものとする。

1. 管理技術者（設計）

- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得るものとする。

-
- ・管理技術者は、設計において、耐震化天井工事並びに落下防止措置の設計趣旨・内容を総括的に反映できる一級建築士とする。
 - ・管理技術者は、市の承諾を得て「2 設計担当者」を兼ねることができる。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

2. 設計担当者

- ・事業者は、耐震化天井工事並びに落下防止措置の設計趣旨・内容を理解し反映できる設計担当者を選定しなければならない。なお、設計業務の履行期間中において、設計担当者が業務を担当するにあたり、著しく不適当であると市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

3. 設計者の実務経験

- ・管理技術者又は設計担当者のいずれかの者は、耐震化天井工事並びに落下防止措置の設計実務経験を有していること。

④設計業務計画書

事業者は、設計業務着手時に業務工程表を含む設計業務計画書を作成し、市に提出して承認を得るものとする。

⑤設計内容の協議

事業者は、設計の検討内容について、市と協議しながら行うものとする。協議の方法、頻度など業務の詳細については事業者の提案によるものとする。市との打合せ内容について都度議事録等を事業者が作成し、相互に確認する。

また、事業者は、市が別途実施する工事について、市の要望に応じ、協議へ出席するとともに、市の別途実施する工事との連携を図ること。

⑥設計変更

市は、必要があると認めた場合、事業者に対し、設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等については工事請負契約書で定める。

⑦業務の報告及び書類・図書の提出

事業者は、設計業務計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得るものとする。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属する。

提出書類の確認には、別紙 6「提出書類確認表」を活用し、業務要求水準との整合性確認結果は、別紙 7「業務要求水準との整合性確認結果報告書」を用い、工事着手前と工事完了後に分け、市に提出し、承認を得るものとする。

提出時期	提出書類	部数	サイズ等	備考	
着手時	業務工程表	1	A3	-	
	管理技術者等届	1	A4	経歴書等を含む	
	設計担当者届	1	A4	経歴書等を含む	
	協力企業がある場合は、その企業概要と担当技術者名簿及び市が必要に応じて指示するもの	1	A4	-	
	提出書類確認表	2	-	別紙による	
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による	
完了時	業務完了届	1	A4	対象施設ごと	
	成果物納入届	1	A4		
	打合せ議事録	1	A4		
	実施設計図書	2	1部は対象施設に納品		
	設計業務成果品	1	次表による		
	施工内訳書	1	-		
	提出書類確認表	2	-		別紙による
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-		別紙による

設計業務成果品一覧表

設計成果品等	部数	サイズ等	提出形式
■実施設計図書 CAD データ (DXF 形式)	2	-	CD-R 又は DVD-R
A.実施設計図書	2	-	A4 製本
◆実施設計説明書	↓	任意	↓
◆仕様書 (複数施設を兼ねることも可とする)	↓	A3	↓
◇仕上表	↓	A3	↓
◆付近見取図	↓	A3	↓
◆配置図	↓	A3	↓
◆仮設計画図	↓	A3	↓
◆平面図	↓	A3	↓
◆断面図	↓	A3	↓
◆矩計図	↓	A3	↓
◆展開図	↓	A3	↓
◆天井伏図	↓	A3	↓
◆詳細図	↓	A3	↓
◆建具表	↓	A3	↓
B.耐震化天井工事に係る実施設計図書	2	-	A4 製本
◇仕様書	↓	A3	↓
◇耐震化天井工事に係る構造計算書	↓	A3	↓
◇その他、安全性検討資料一式	↓	任意	↓
C.落下防止処置に係る実施設計図書	2	-	A4 製本
◇仕様書	↓	A3	↓
◇落下防止措置の安全性検討資料一式	↓	任意	↓

D.電気実施設計図書	2	-	A4 製本
◇仕様書	↓	A3	↓
◇電気設備設計図	↓	A3	↓
◇電灯コンセント設備系統図	↓	A3	↓
◇動力設備系統図	↓	A3	↓
◇弱電設備系統図	↓	A3	↓
◇感知器等設備系統図	↓	A3	↓

F.積算関係資料			
■積算関係図書一式	2	-	A4 製本
◆数量積算計算書	↓	任意	↓
◆内訳明細書 (エクセル形式)	↓	↓	↓
◆見積書	↓	↓	↓

凡例：◇は該当する場合のみ／■◆は全施設に対し個別に作成すること

(2) 設計業務の業務要求水準

①基本事項

- a) 市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に工事対象範囲の工事が完了する、妥当性の高い設計計画・設計体制とする。
- b) 性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮する。
- c) 二酸化炭素排出量の削減に貢献するよう配慮すること。
- d) リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に貢献する。
- e) 平成 25 年国土交通省告示第 771 号並びに関連法令に従い、吊り天井、脱落の恐れのある照明器具、関連する構造体、その他設置物について、耐震化天井工事並びに落下防止措置を実施する。
- f) 耐震化天井工事並びに落下防止措置の工法の選定にあたっては、文部科学省発出「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（以下「手引き」という。）並びに国土交通省監修「天井の耐震改修事例集」（以下「事例集」という。）に記載された工法（ただし、事例集に記載の「カテゴリ D. 軽量柔軟な天井を新設」を除く。）と同等またはそれ以上の工法を選定すること。

②ホールの性能について

- a) 対象施設のホールは、ホールとしての音響性能を現状から低下させないこと。現状の音響性能は、事前調査業務期間において事業者が測定するものとし、本工事の完了後、事業者が測定した値を報告書として整理を行い、市の確認を受けること。
- b) 事前調査業務の結果をうけ、ホールとしての音響、照明、空調設備の現状性能を整理し、市に報告すること。

③工事対象範囲の美観について

- a) 工事対象範囲の美観に極力配慮すること。
- b) 本工事によって、対象施設の美観を著しく低下させることが明らかな場合は、美観の向上を図るための対策を実施すること。

④その他

- a) 設計にあたっては、対象施設の設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮すること。

2.1.3. 建設業務

(1) 基本事項

①業務範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、設計業務において作成した設計図記載の工事を行う。建設業務には、次のものを含むものとする。

- ・工事対象範囲の天井に対する、耐震化天井工事業務、落下防止措置業務、附帯工事業務
- ・市の別途発注する工事との調整業務（市の別途実施する工事は別紙 4 参照）
- ・その他、附随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

②業務期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

③施工体制及び現場代理人・主任技術者等の配置

事業者は、建設業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、建設業務着手前に市に提出し、承認を得るものとする。

1. 主任技術者及び監理技術者の配置

- ・事業者は、建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同第 2 項に規定する監理技術者を専任で適切に配置する。

2. 現場代理人の配置

- ・事業者は工事請負契約書に基づき、現場代理人を配置すること。
- ・現場代理人は専任とし、主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。
- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある現場代理人を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得るものとする。
- ・現場代理人は、市の承諾を得て、他の対象施設の現場代理人を兼ねることができる。
なお、建設業務の履行期間中において、その者が現場代理人として著しく不相当と市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

3. 監修者の配置

- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感あるものを監修者として選定し、その者の経歴及び資格を市に提出し、承諾を得るものとする。

④業務の報告及び書類・図書の提出

事業者は、施工計画書に基づき、定期的に市に対して建設業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得るものとする。

なお、提出書類の確認には、別紙 6「提出書類確認表」を活用し、業務要求水準との整合性確認結果は、別紙 7「業務要求水準との整合性確認結果報告書」を用い、工事着手前と工事完了後に分け市に提出し、承認を得るものとする。

建設業務成果品一覧表

提出時期	提出書類	部数	サイズ等	備考
着手時	着工届	1	A4	対象施設ごと
	現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監修者）届	1	A4	
	経歴書（監理技術者、主任技術者、監修者）	1	A4	
	労災保険加入法に基づく労働災害保険の成立を証明する書類	1	A4	-
	使用材料製造者通知書	1	A4	対象施設ごと
	施工計画書	1	A4	対象施設ごと （仮設計画を含む）
	予定工程表	1	A3	対象施設ごと
	施工体系図	1	A4	
	CORINS 受領書	1	A4	-
	工事請負契約に係る産業廃棄物処理票	1	A4	対象施設ごと
	建設業退職金共済組合掛金収納書等	1	A4	-
	工事保険証書の写し	1	A4	対象施設ごと
	防災マニュアル	1	A4	
	提出書類確認表	2	-	別紙による
業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による	
施工中	納入仕様書	1	A4	対象施設ごと
	実施工程表	1	A4	
	施工図	1	A3	
	施工体制台帳	1	A4	
	関係官庁届出書	2	A4	
	機器搬入計画書	1	A4	
	協議記録	1	A4	
施工後	工事日報	1	A4	対象施設ごと
	打合せ議事録	1	A4	
	工事写真	1	A4	（CD-R 又は DVD-R も含む）対象施設ごと
	建設物副産物処理報告書	1	A4	対象施設ごと
完了時	工事完了届	1	A4	対象施設ごと
	音響性能測定報告書	1	A4	対象施設ごと
	完成図	2	-	図面データ （DXF,PDF,TIF形式）
		2	A3 二つ折製本	1部は対象施設に納品
	機器完成図	1	A4	対象施設ごと
	機器性能試験報告書	1	A4	
	機器取扱説明書	2	A4	
	機器納入者連絡先表	2	A4	
	試運転調整記録	1	A4	
	完成確認報告書	1	A4	
	保証書	1	A4	
	付属工具リスト	2	A4	
	関係官庁届出書類	1	A4	
	提出書類確認表	2	-	
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による
電子納品	2	-	対象施設ごと CD-R 又は DVD-R	

(2) 建設業務の要求水準

①基本事項

- a) 工事計画は提案に委ねるものとするが、別紙 3 に示す範囲の勤労会館の運営範囲を停止することなく工事を行う計画とすること。
- b) 市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に工事が完了する、妥当性の高い施工計画・施工体制とすること。
- c) 施工期間中における対象施設及び周辺環境の安全確保を行うこと。
- d) 施工に伴う対象施設の運営への影響及び対象施設周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）を極力少なくするように配慮すること。
- e) 不特定多数の人々が利用する施設であることを踏まえ、確実な耐震性に配慮した施工を行うこと。
- f) 施設性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮すること。
- g) 施工段階においても、環境負荷の低減に貢献するよう、廃棄物の削減等に配慮すること。
- h) 工事にあたって必要となる各種許可申請、届出等については、事業者の責任において、当該所轄官庁へ許可申請、届出等を行うこと。
- i) 仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務については、事業者が自らの責任において行うこと。
- j) 事業者は、工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備すること。
- k) 事業者は、対象施設の運営上支障のない範囲で、工事（試運転調整を含む。）に必要な工事に必要な電力、水道、ガスを無償で使用できるものとする。ただし、空調設備を除く。
- l) 事業者は、建設業務際し、既存物の移設が必要となる場合には、市と協議し、市の指示に基づき、事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うこと。ただし、市が、機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。
- m) 火災警報装置等の感知器及び消防設備は、工事中も正常な動作を担保すること。やむを得ず稼働できない場合には、市及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講ずること。

②建設業務の要求水準

- a) 平成 25 年国土交通省告示第 771 号並びに関連法令に従い、工事対象範囲の天井等に耐震化天井工事並びに落下防止措置を実施すること。
- b) 本工事における、天井の落下防止措置のための工法は、第三者機関により技術性能が証明された工法を採用すること。なお、証明された施工範囲を超えるものについては、市と協議の上実験等を行い、安全性の証明を事業者が自ら行うこと。
- c) 工事対象範囲における、天井面を支持する下地材並びに吊ボルト及び天井面に接続された空調設備、脱落の恐れのある照明設備等の非構造部材部材について、落下防止措置を行うこと。
- d) 設計段階から、工事完了までの期間において、市、事業者との調整を適宜行い、本書における「工期及び工事スケジュール」に定める期間の翌日までに確実に供用開始ができるよう、工程管理を行うこと。

-
- e) 対象施設の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じること。
 - f) 事業者の配置した監修者は、耐震化工事並びに落下防止措置に係る業務で作成する全ての書類、図書が工事請負契約書等に定めるとおりであるかの審査を行い、耐震化工事並びに落下防止措置が本書に規定する要求水準を満たしているか監修を行うこと。
 - g) 監修者は、建設業務の完了にあたって、品質管理のためのチェックリスト(あらかじめ、市との協議によって事業者が作成する。)に基づき検査し、その結果を市に報告すること。
 - h) 監修者は、市に対し監修の状況を報告し、市の確認を受ける。ただし、この確認は、施工の状況、水準に関して市が承認したことを意味するものではない。

③附帯工事業務の要求水準

- a) 工事対象範囲の天井面に露出する設備機器及び感知器等は、事業者の提案する工事計画に合わせ、適切に復旧すること。
- b) 工事対象範囲に含まれるアスベスト含有材は、適切な対策を講じること。工法は提案に委ねるものとする。
- c) ホール南側建具は、中等程度の仕様とし、ホールの避難出口として更新を行うこと。

④現場作業日・作業時間

現場作業日、作業時間は、施設の運営に影響のない範囲で原則、次によるものとする。
なお、事前に市と作業工程について十分協議を行うこと。

- a) 基本的な作業時間は、平日、土曜日、祝日の午前8時から午後6時までとする。また、大きな騒音・振動を伴う作業は、施設の運営に影響がない時間帯に行うこと。
- b) 原則として日曜日に工事を行わないものとする。やむを得ず、日曜日に作業を行う場合、近隣に迷惑のかからない範囲で、事前に計画書を提出し、市の了解を得た上で作業を行うこと。

⑤安全性の確保

- a) 工事の実施にあたっては、施設利用者、近隣住民等に対する安全確保を最優先すること。
- b) 工事期間中は、必要に応じて警備員を配置するなど、事業者の責任で安全性の確保に必要な措置を講じること。

⑥非常時・緊急時の対応

- a) 事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、事業者はあらかじめ市と協議のうえ、防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じること。

⑦近隣対策等

- a) 事業者は、自己の責任において、騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。

⑧工事現場の管理等

- a) 事業者は、工事用看板等により、工事概要、作業体系図、緊急連絡先等を掲示すること。また、事前に市も含めた緊急連絡簿を市に届け出ること。工事用看板等については、市営繕課HPを参照すること。<http://www.nishi.or.jp/contents/0001256300050000600451.html>
- b) 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び市が必要と判断した場所については、仮囲い等により安全区画を設定すること。また、工事作業場所につい

ても同様とする。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、施設利用者、近隣住民等の安全に十分配慮し、事前に市との協議・調整を行うこと。

- c) 事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行うこと。
- d) 工事中は対象施設の運営上必要な駐輪・駐車スペースを確保できるよう配慮すること。
- e) 事業者は、作業時に対象施設の器物等を破損しないように十分に注意すること。また、万が一、破損事故等が発生した場合は、直ちに市及び対象施設管理者に連絡し、その指示に従うものとする。

⑨工事写真

- a) 工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出する。また、完成後、外部から見えない主要な部分の工事写真も提出すること。
- b) 対象施設ごとの写真帳（A4判・両面印刷）、及び TIF 形式のデータ一式（媒体は CD-R 又は DVD-R）を 2 部提出すること。

⑩完了検査

- a) 事業者が行う完了検査については、② g)による。
- b) 事業者は、完了検査の実施については、事前に市に通知する。
- c) 市は、事業者が実施する完了検査及び試運転等に立ち会うことができる。
- d) 事業者は、市に対して完了検査及び試運転等の結果に、工事検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

⑪市の完了検査

- a) 市は、事業者による前項の完了検査及び試運転の終了後、事業者立会いの下で完了検査を実施すること。
- b) 事業者は、完了検査に必要な工事完成図書を作成し、市に提出すること。

⑫その他

- a) 施工中は、遵守すべき法規制等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努めること。
- b) 工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。また、工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努めるとともに、再生資源の積極的活用を努めること。
- c) 工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行うこと。
- d) 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努めること。
- e) 近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避けて行い、それ以外の時間帯での通行時には十分注意し、低速で行うこと。
- f) 対象施設周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁止とすること。
- g) 気象予報又は警報等には常に注意を払い、災害の防止に努めること。
- h) 火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取り扱いに十分注意

し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図ること。

- i) 事業者は、対象施設敷地内及び付近において、喫煙を禁止すること。
- j) 事業者は駐車場、資材置場等の位置を市に承諾を得ること。
- k) 工事に必要な工事用足場は、屋外に設置するものは原則的に枠組足場を使用し、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（厚生労働省発第 0424001 号 平成 21 年 4 月 24 日）の「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とすること。
- l) 工事完了後に下記の化学物質の濃度測定を行い、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、施設の使用を再開する前に測定結果報告書（1 部）を市に提出すること。
なお、測定にあたっては文部科学省発出「学校環境衛生管理マニュアル（改訂版）」（平成 22 年 3 月）を参考にすること。

○測定対象物質	: ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
○測定場所	: 天井撤去を行った室内部

2.2. 西宮東高校ホール（なるお文化ホール）に関する業務要求水準

2.2.1. 対象施設の事前調査業務

(1) 基本事項

①業務範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、本工事を実施するために必要な設計業務のための事前調査を行う。事前調査業務には、次のものを含むものとする。

- ・設計のための事前調査業務
- ・その他、附随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

②業務期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。ただし、ホールの閉館期間は、平成30年7月10日（火）～平成30年12月31日（月）とする。

③事前調査業務計画書

事業者は、事前調査業務着手前に事前調査業務計画書を作成し、市に提出して承認を得るものとする。

(2) 事前調査業務の業務要求水準

- a) 現状の音響・証明設備性能の確実な維持を前提にしつつ、設備等の設置状況の確認、落下防止措置及び附帯工事のための設計及び工法等検討に必要な調査を行うこと。

2.2.2. 設計業務

(1) 基本事項

①業務範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、本工事を実施するために必要な設計を行う。設計業務には、次のものを含むものとする。

- ・実施設計業務（設計図書の作成等）
- ・市の別途発注する工事との調整業務（市の別途発注する工事は別項参照）
- ・その他、附随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

②業務期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

③設計体制及び管理技術者の配置

事業者は、設計業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、設計業務着手前に市に提出して承認を得るものとする。

1. 管理技術者（設計）

- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得るものとする。
 - ・管理技術者は、設計において、落下防止措置の設計趣旨・内容を総括的に反映できる一級建築士とする。
 - ・管理技術者は、市の承諾を得て「2. 設計担当者」を兼ねることができる。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と市がみな
-

した場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

2. 設計担当者

- ・事業者は、耐震化天井工事並びに落下防止措置の設計趣旨・内容を理解し反映できる設計担当者を選定しなければならない。なお、設計業務の履行期間中において、設計担当者が業務を担当するにあたり、著しく不相当であると市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

3. 設計者の実務経験

- ・管理技術者又は設計担当者のいずれかの者は、耐震化天井工事並びに落下防止措置の設計実務経験を有していること。

④設計業務計画書

事業者は、設計業務着手時に業務工程表を含む設計業務計画書を作成し、市に提出して承認を得るものとする。

⑤設計内容の協議

事業者は、設計の検討内容について、市と協議しながら行うものとする。協議の方法、頻度など業務の詳細については事業者の提案によるものとする。市との打合せ内容について都度議事録等を事業者が作成し、相互に確認する。

また、事業者は、市が別途実施する工事について、市の要望に応じ、協議へ出席するとともに、市の別途実施する工事との連携を図ること。

⑥設計変更

市は、必要があると認めた場合、事業者に対し、設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等については工事請負契約書で定める。

⑦業務の報告及び書類・図書の提出

事業者は、設計業務計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得るものとする。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属する。

提出書類の確認には、別紙 6「提出書類確認表」を活用し、業務要求水準との整合性確認結果は、別紙 7「業務要求水準との整合性確認結果報告書」を用い、工事着手前と工事完了後に分け、市に提出し、承認を得るものとする。

提出時期	提出書類	部数	サイズ等	備考	
着手時	業務工程表	1	A3	-	
	管理技術者等届	1	A4	経歴書等を含む	
	設計担当者届	1	A4	経歴書等を含む	
	協力企業がある場合は、その企業概要と担当技術者名簿及び市が必要に応じて指示するもの	1	A4	-	
	提出書類確認表	2	-	別紙による	
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による	
完了時	業務完了届	1	A4	対象施設ごと	
	成果物納入届	1	A4		
	打合せ議事録	1	A4		
	実施設計図書	2	1部は対象施設に納品		
	設計業務成果品	1	次表による		
	施工内訳書	1	-		
	提出書類確認表	2	-		別紙による
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-		別紙による

設計業務成果品一覧表

設計成果品等	部数	サイズ等	提出形式
■実施設計図書 CAD データ (DXF 形式)	2	-	CD-R 又は DVD-R
A.実施設計図書	2	-	A4 製本
◆実施設計説明書	↓	任意	↓
◆仕様書 (複数施設を兼ねることも可とする)	↓	A3	↓
◇仕上表	↓	A3	↓
◆付近見取図	↓	A3	↓
◆配置図	↓	A3	↓
◆仮設計画図	↓	A3	↓
◆平面図	↓	A3	↓
◆断面図	↓	A3	↓
◆矩計図	↓	A3	↓
◆展開図	↓	A3	↓
◆天井伏図	↓	A3	↓
◆詳細図	↓	A3	↓
B.落下防止処置に係る実施設計図書	2	-	A4 製本
◇仕様書 (複数施設を兼ねることも可とする)	↓	A3	↓
◇落下防止措置の安全性検討資料一式	↓	任意	↓
C.電気実施設計図書	2	-	A4 製本
◇仕様書 (複数施設を兼ねることも可とする)	↓	A3	↓
◇電気設備設計図	↓	A3	↓
◇電灯コンセント設備系統図	↓	A3	↓
◇動力設備系統図	↓	A3	↓
◇弱電設備系統図	↓	A3	↓
◇感知器等設備系統図	↓	A3	↓

D.積算関係資料			
■積算関係図書一式	2	-	A4製本
◆数量積算計算書	↓	任意	↓
◆内訳明細書（エクセル形式）	↓	↓	↓
◆見積書	↓	↓	↓

凡例：◇は該当する場合のみ／■◆は全施設に対し個別に作成すること

(2) 設計業務の業務要求水準

①基本事項

- a) 市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に業務範囲の工事が完了する、妥当性の高い設計計画・設計体制とすること。
- b) 性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮すること。
- c) 二酸化炭素排出量の削減に貢献するよう配慮すること。
- d) リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に貢献すること。
- e) 平成 25 年国土交通省告示第 771 号並びに関連法令に従い、吊り天井、脱落の恐れのある照明器具、関連する構造体、その他設置物について、落下防止措置を実施すること。
- f) 落下防止措置の工法の選定にあたっては、文部科学省発出「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（以下「手引き」という。）並びに国土交通省監修「天井の耐震改修事例集」（以下「事例集」という。）に記載された工法（ただし、事例集に記載の「カテゴリ D. 軽量柔軟な天井を新設」を除く。）と同等またはそれ以上の工法を選定すること。

②ホールの性能について

- a) 対象施設のホールは、ホールとしての音響性能を現状から低下させないこと。現状の音響性能は、事前調査業務期間において事業者が測定するものとし、本工事後、事業者が測定した値を報告書として整理を行い、市の確認を受けること。
- b) 事前調査業務の結果をうけ、ホールとしての音響、照明、空調設備の現状性能を整理し、市に報告すること。

③工事対象範囲の美観について

- a) 工事対象範囲の美観に極力配慮すること。
- b) 本工事によって、対象施設の美観を著しく低下させることが明らかな場合は、美観の向上を図るための対策を実施すること。

④その他

- a) 設計にあたっては、対象施設の設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮すること。

2.2.3. 建設業務

(1) 基本事項

①業務範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、設計業務において作成した設計図記載の工事を行う。建設業務には、次のものを含むものとする。

- ・工事対象範囲の天井に対する落下防止措置業務、附帯工事業務
- ・市の別途発注する工事との調整業務（市の別途実施する工事は別紙 4 参照）
- ・その他、附随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

②業務期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

③施工体制及び現場代理人・主任技術者等の配置

事業者は、建設業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、建設業務着手前に市に提出し、承認を得るものとする。

1. 主任技術者及び監理技術者の配置

- ・事業者は、建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同第 2 項に規定する監理技術者を専任で適切に配置する。

2. 現場代理人の配置

- ・事業者は工事請負契約書に基づき、現場代理人を配置すること。
- ・現場代理人は専任とし、主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。
- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある現場代理人を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得るものとする。
- ・現場代理人は、市の承諾を得て、他の対象施設の現場代理人を兼ねることができる。
なお、建設業務の履行期間中において、その者が現場代理人として著しく不相当と市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

3. 監修者の配置

- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感あるものを監修者として選定し、その者の経歴及び資格を市に提出し、承諾を得るものとする。

④業務の報告及び書類・図書の提出

事業者は、施工計画書に基づき、定期的に市に対して建設業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得るものとする。

なお、提出書類の確認には、別紙 6「提出書類確認表」を活用し、業務要求水準との整合性確認結果は、別紙 7「業務要求水準との整合性確認結果報告書」を用い、工事着手前と工事完了後に分け、市に提出し、承認を得るものとする。

建設業務成果品一覧表

提出時期	提出書類	部数	サイズ等	備考
着手時	着工届	1	A4	対象施設ごと
	現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監修者）届	1	A4	
	経歴書（監理技術者、主任技術者、監修者）	1	A4	
	労災保険加入法に基づく労働災害保険の成立を証明する書類	1	A4	-
	使用材料製造者通知書	1	A4	対象施設ごと
	施工計画書	1	A4	対象施設ごと （仮設計画を含む）
	予定工程表	1	A3	対象施設ごと
	施工体系図	1	A4	
	CORINS 受領書	1	A4	-
	工事請負契約に係る産業廃棄物処理票	1	A4	対象施設ごと
	建設業退職金共済組合掛金収納書等	1	A4	-
	工事保険証書の写し	1	A4	対象施設ごと
	防災マニュアル	1	A4	
	提出書類確認表	2	-	別紙による
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による
施工中	納入仕様書	1	A4	対象施設ごと
	実施工程表	1	A4	
	施工図	1	A3	
	施工体制台帳	1	A4	
	関係官庁届出書	2	A4	
	機器搬入計画書	1	A4	
	協議記録	1	A4	
施工後	工事日報	1	A4	対象施設ごと
	打合せ議事録	1	A4	
	工事写真	1	A4	（CD-R 又は DVD-R も含む）対象施設ごと
	建設物副産物処理報告書	1	A4	対象施設ごと
完了時	工事完了届	1	A4	対象施設ごと
	音響性能測定報告書	1	A4	対象施設ごと
	完成図	2	-	図面データ （DXF,PDF,TIF形式）
		2	A3 二つ折製本	1部は対象施設に納品
	機器完成図	1	A4	対象施設ごと
	機器性能試験報告書	1	A4	
	機器取扱説明書	2	A4	
	機器納入者連絡先表	2	A4	
	試運転調整記録	1	A4	
	完成確認報告書	1	A4	
	保証書	1	A4	
	付属工具リスト	2	A4	
	関係官庁届出書類	1	A4	
	提出書類確認表	2	-	
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による
電子納品	2	-	対象施設ごと CD-R 又は DVD-R	

(2) 建設業務の要求水準

①基本事項

- a) 工事計画は提案に委ねるものとするが、別紙 3 に示す範囲の西宮東高校ホールの運営を停止することなく工事を行う計画とすること。
- b) 市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に工事が完了する、妥当性の高い施工計画・施工体制とすること。
- c) 施工期間中における対象施設及び周辺環境の安全確保を行うこと。
- d) 施工に伴う対象施設の運営への影響及び対象施設周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）を極力少なくするよう配慮すること。
- e) 不特定多数の人々が利用する施設であることを踏まえ、確実な耐震性に配慮した施工を行うこと。
- f) 施設性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮すること。
- g) 施工段階においても、環境負荷の低減に貢献するよう、廃棄物の削減等に配慮する。
- h) 工事にあたって必要となる各種許可申請、届出等については、事業者の責任において、当該所轄官庁へ許可申請、届出等を行う。
- i) 仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務については、事業者が自らの責任において行う。
- j) 事業者は、工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備する。
- k) 事業者は、対象施設の運営上支障のない範囲で、工事（試運転調整を含む。）に必要な工事に必要な電力、水道、ガスを無償で使用できるものとする。ただし、空調設備を除く。
- l) 事業者は、建設業務に際し、既存物の移設が必要となる場合には、市と協議し、市の指示に基づき、事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うこと。ただし、市が、機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。
- m) 火災警報装置等の感知器及び消防設備は、工事中も正常な動作を担保すること。やむを得ず稼働できない場合には、市及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講ずること。

②建設業務の要求水準

- a) 平成 25 年国土交通省告示第 771 号並びに関連法令に従い、工事対象範囲の天井等に落下防止措置を実施すること。
- b) 本工事における、天井の落下防止措置のための工法は、第三者機関により技術性能が証明された工法を採用すること。なお、証明された施工範囲を超えるものについては、市と協議の上、実験等を行い、安全性の証明を事業者が自ら行うこと。
- c) 工事対象範囲における、天井面を支持する下地材並びに吊ボルト及び天井面に接続された空調設備、脱落の恐れのある照明設備等の非構造部材部材について、落下防止措置を行うこと。
- d) 設計段階から、工事完了までの期間において、市、事業者との調整を適宜行い、本書における「工期及び工事スケジュール」に定める期間の翌日までに確実に供用開始ができるよう、工程管理を行うこと。

-
- e) 対象施設の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じること。
 - f) 事業者の配置した監修者は、落下防止措置に係る業務で作成する全ての書類、図書が工事請負契約書等に定めたとおりであるかの審査を行い、落下防止措置が本書に規定する要求水準を満たしているか監修を行うこと。
 - g) 監修者は、建設業務の完了にあたって、品質管理のためのチェックリスト（あらかじめ、市との協議によって事業者が作成する。）に基づき検査し、その結果を市に報告すること。
 - h) 監修者は、市に対し監修の状況を報告し、市の確認を受ける。ただし、この確認は、施工の状況、水準に関して市が承認したことを意味するものではない。

③附帯工事業務の要求水準

- a) 工事対象範囲の天井面に露出する設備機器及び感知器等は、事業者の提案する工事計画に合わせ、適切に復旧すること。

④現場作業日・作業時間

現場作業日、作業時間は、施設の運営に影響のない範囲で原則、次によるものとする。
なお、事前に市と作業工程について十分協議を行うこと。

- a) 基本的な作業時間は、平日、土曜日、祝日の午前 8 時から午後 6 時までとするが、登下校の時間に配慮すること。また、大きな騒音・振動を伴う作業は、施設の運営に影響がない時間帯に行うこと。
- b) 原則として日曜日に工事を行わないものとする。やむを得ず、日曜日に作業を行う場合、近隣に迷惑のかからない範囲で、事前に計画書を提出し、市の了解を得た上で作業を行うこと。

⑤安全性の確保

- a) 工事の実施にあたっては、施設利用者、近隣住民等に対する安全確保を最優先すること。
- b) 工事期間中は、必要に応じて警備員を配置するなど、事業者の責任で安全性の確保に必要な措置を講じること。

⑥非常時・緊急時の対応

- a) 事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、事業者はあらかじめ市と協議のうえ、防災マニュアルを作成すること。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じること。

⑦近隣対策等

- a) 事業者は、自己の責任において、騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。

⑧工事現場の管理等

- a) 事業者は、工事用看板等により、工事概要、作業体系図、緊急連絡先等を掲示すること。また、事前に市も含めた緊急連絡簿を市に届け出ること。工事用看板等については、市営繕課 HP を参照すること。<http://www.nishi.or.jp/contents/0001256300050000600451.html>
- b) 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び市が必要と判断した場所については、仮囲い等により安全区画を設定すること。また、工事作業場所についても同様とする。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、施設利用者、近隣住民等

の安全に十分配慮し、事前に市との協議・調整を行うこと。

- c) 事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行うこと。
- d) 工事中は対象施設の運営上必要な駐輪・駐車スペースを確保できるよう配慮すること。
- e) 事業者は、作業時に対象施設の器物等を破損しないように十分に注意すること。また、万が一、破損事故等が発生した場合は、直ちに市及び対象施設管理者に連絡し、市に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

⑨工事写真

- a) 工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出する。また、完成後、外部から見えない主要な部分の工事写真も提出すること。
- b) 対象施設ごとの写真帳（A4判・両面印刷）、及びTIF形式のデータ一式（媒体はCD-R又はDVD-R）を2部提出すること。

⑩完了検査

- a) 事業者が行う完了検査については、②g)による。
- b) 事業者は、完了検査の実施については、事前に市に通知する。
- c) 市は、事業者が実施する完了検査及び試運転等に立ち会うことができる。
- d) 事業者は、市に対して完了検査及び試運転等の結果に、工事検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

⑪市の完了検査

- a) 市は、事業者による前項の工事検査及び試運転の終了後、事業者立会いの下で完了検査を実施すること。
- b) 事業者は、完了検査に必要な工事完成図書を作成し、市に提出すること。

⑫その他

- a) 施工中は、遵守すべき法規制等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努めること。
- b) 工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。また、工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努めるとともに、再生資源の積極的活用を努めること。
- c) 工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行うこと。
- d) 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努めること。
- e) 近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避けて行い、それ以外の時間帯での通行時には十分注意し、低速で行うこと。
- f) 対象施設周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁止とすること。
- g) 気象予報又は警報等には常に注意を払い、災害の防止に努めること。
- h) 火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取り扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災

防止の徹底を図ること。

- i) 事業者は、対象施設敷地内及び付近において、喫煙を禁止すること。
- j) 事業者は駐車場、資材置場等の位置を市に承諾を得るものとする。
- k) 工事に必要な工事用足場は、屋外に設置するものは原則的に枠組足場を使用し、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（厚生労働省発第 0424001 号平成 21 年 4 月 24 日）の「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とすること。
- l) 工事完了後に下記の化学物質の濃度測定を行い、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、施設の使用を再開する前に測定結果報告書（1 部）を市に提出すること。
なお、測定にあたっては文部科学省発出「学校環境衛生管理マニュアル（改訂版）」（平成 22 年 3 月）を参考にすること。

○測定対象物質	: ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
○測定場所	: 天井撤去を行った室内部

2.3. 西宮市民会館 アミティホールに関する業務要求水準

2.3.1. 対象施設の事前調査業務

(1) 基本事項

①業務範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、本工事を実施するために必要な設計業務のための事前調査を行う。事前調査業務には、次のものを含むものとする。

- ・設計のための事前調査業務
- ・その他、附随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

②業務期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。ただし、ホールの閉館期間は、平成31年1月1日（火）～平成31年6月30日（日）とする。

③事前調査業務計画書

事業者は、事前調査業務着手前に事前調査業務計画書を作成し、市に提出して承認を得るものとする。

(2) 事前調査業務の業務要求水準

- a) 現状の音響・照明設備性能の確実な維持を前提にしつつ、設備等の設置状況の確認、落下防止措置及び附帯工事のための設計及び工法等検討に必要な調査を行うこと。

2.3.2. 設計業務

(1) 基本事項

①業務範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、本工事を実施するために必要な設計を行う。設計業務には、次のものを含むものとする。

- ・実施設計業務（設計図書の作成等）
- ・市の別途発注する工事との調整業務（市の別途実施する工事は別項4参照）
- ・その他、附随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

②業務期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

③設計体制及び管理技術者の配置

事業者は、設計業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、設計業務着手前に市に提出して承認を得るものとする。

1. 管理技術者（設計）

- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得るものとする。
- ・管理技術者は、設計において、落下防止措置の設計趣旨・内容を総括的に反映できる一級建築士とする。
- ・管理技術者は、市の承諾を得て「2 設計担当者」を兼ねることができる。なお、設

計業務の履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

2. 設計担当者

- ・事業者は、耐震化天井工事並びに落下防止措置の設計趣旨・内容を理解し反映できる設計担当者を選定しなければならない。なお、設計業務の履行期間中において、設計担当者が業務を担当するにあたり、著しく不適当であると市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

3. 設計者の実務経験

- ・管理技術者又は設計担当者のいずれかの者は、耐震化天井工事並びに落下防止措置の設計実務経験を有していること。

④設計業務計画書

事業者は、設計業務着手時に業務工程表を含む設計業務計画書を作成し、市に提出して承認を得るものとする。

⑤設計内容の協議

事業者は、設計の検討内容について、市と協議しながら行うものとする。協議の方法、頻度など業務の詳細については事業者の提案によるものとする。市との打合せ内容について都度議事録等を事業者が作成し、相互に確認する。

また、事業者は、市が別途実施する工事について、市の要望に応じ、協議へ出席するとともに、市の別途実施する工事との連携を図ること。

⑥設計変更

市は、必要があると認めた場合、事業者に対し、設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等については工事請負契約書で定める。

⑦業務の報告及び書類・図書の提出

事業者は、設計業務計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得るものとする。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属する。

提出書類の確認には、別紙6「提出書類確認表」を活用し、業務要求水準との整合性確認結果は、別紙7「業務要求水準との整合性確認結果報告書」を用い、工事着手前と工事完了後に分け、市に提出し、承認を得るものとする。

提出時期	提出書類	部数	サイズ等	備考	
着手時	業務工程表	1	A3	-	
	管理技術者等届	1	A4	経歴書等を含む	
	設計担当者届	1	A4	経歴書等を含む	
	協力企業がある場合は、その企業概要と担当技術者名簿及び市が必要に応じて指示するもの	1	A4	-	
	提出書類確認表	2	-	別紙による	
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による	
完了時	業務完了届	1	A4	対象施設ごと	
	成果物納入届	1	A4		
	打合せ議事録	1	A4		
	実施設計図書	2	1部は対象施設に納品		
	設計業務成果品	1	次表による		
	施工内訳書	1	-		
	提出書類確認表	2	-		別紙による
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-		別紙による

設計業務成果品一覧表

設計成果品等	部数	サイズ等	提出形式
■実施設計図書 CAD データ (DXF 形式)	2	-	CD-R 又は DVD-R
A. 建築実施設計図書	2	-	A4 製本
◆実施設計説明書	↓	任意	↓
◆仕様書 (複数施設を兼ねることも可とする)	↓	A3	↓
◇仕上表	↓	A3	↓
◆付近見取図	↓	A3	↓
◆配置図	↓	A3	↓
◆仮設計画図	↓	A3	↓
◆平面図	↓	A3	↓
◆断面図	↓	A3	↓
◆矩計図	↓	A3	↓
◆展開図	↓	A3	↓
◆天井伏図	↓	A3	↓
◆詳細図	↓	A3	↓
B. 落下防止処置に係る実施設計図書	2	-	A4 製本
◇仕様書 (複数施設を兼ねることも可とする)	↓	A3	↓
◇落下防止措置の安全性検討資料一式	↓	任意	↓
C. 電気実施設計図書	2	-	A4 製本
◇仕様書 (複数施設を兼ねることも可とする)	↓	A3	↓
◇電気設備設計図	↓	A3	↓
◇電灯コンセント設備系統図	↓	A3	↓
◇動力設備系統図	↓	A3	↓
◇弱電設備系統図	↓	A3	↓
◇感知器等設備系統図	↓	A3	↓

D.積算関係資料			
■積算関係図書一式	2	-	A4 製本
◆数量積算計算書	↓	任意	↓
◆内訳明細書 (エクセル形式)	↓	↓	↓
◆見積書	↓	↓	↓

凡例：◇は該当する場合のみ／■◆は全施設に対し個別に作成すること

(2) 設計業務の業務要求水準

①基本事項

- a) 市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に業務範囲の工事が完了する、妥当性の高い設計計画・設計体制とすること。
- b) 性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮すること。
- c) 二酸化炭素排出量の削減に貢献するよう配慮すること。
- d) リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に貢献すること。
- e) 平成 25 年国土交通省告示 771 号並びに関連法令に従い、吊り天井、脱落の恐れのある照明器具、関連する構造体、その他設置物について、落下防止措置を実施すること。

②ホールの性能について

- a) 対象施設のホールは、ホールとしての音響性能を現状から低下させないこと。現状の音響性能は、事前調査業務期間において事業者が測定するものとし、本工事の完了後、事業者が測定した値を報告書として整理を行い、市の確認を受けること。
- b) 事前調査業務の結果をうけ、ホールとしての音響、照明、空調設備の現状性能を整理し、市に報告すること。

③工事対象範囲の美観について

- a) 工事対象範囲の美観に極力配慮すること。
- b) 本工事によって、対象施設の美観を著しく低下させることが明らかな場合は、美観の向上を図るための対策を実施すること。

④その他

- a) 設計にあたっては、対象施設の設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮すること。

2.3.3. 建設業務

(1) 基本事項

①業務範囲

事業者は、本書、事業者提案等に基づき、設計業務において作成した設計図記載の工事を行う。耐震化天井工事業務には、次のものを含むものとする。

- ・工事対象範囲の天井に対する落下防止措置業務、附帯工事業務
- ・市の別途発注する工事との調整業務（市の別途発注する工事は別紙参照）
- ・その他、附随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設との調整も含む。）

②業務期間

工事全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

③施工体制及び現場代理人・主任技術者等の配置

事業者は、建設業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、建設業務着手前に市に提出し、承認を得るものとする。

1. 主任技術者及び監理技術者の配置

- ・事業者は、建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同第 2 項に規定する監理技術者を専任で適切に配置する。

2. 現場代理人の配置

- ・事業者は工事請負契約書に基づき、現場代理人を配置すること。
- ・現場代理人は専任とし、主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。
- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある現場代理人を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得るものとする。
- ・現場代理人は、市の承諾を得て、他の対象施設の現場代理人を兼ねることができる。
なお、建設業務の履行期間中において、その者が現場代理人として著しく不適当と市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

3. 監修者の配置

- ・事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感あるものを監修者として選定し、その者の経歴及び資格を市に提出し、承諾を得るものとする。

④業務の報告及び書類・図書の提出

事業者は、施工計画書に基づき、定期的に市に対して建設業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得るものとする。

なお、提出書類の確認には、別紙 6「提出書類確認表」を活用し、業務要求水準との整合性確認結果は、別紙 7「業務要求水準との整合性確認結果報告書」を用い、工事着手前と工事完了後に分け、市に提出し、承認を得るものとする。

建設業務成果品一覧表

提出時期	提出書類	部数	サイズ等	備考
着手時	着工届	1	A4	対象施設ごと
	現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監修者）届	1	A4	
	経歴書（監理技術者、主任技術者、監修者）	1	A4	
	労災保険加入法に基づく労働災害保険の成立を証明する書類	1	A4	-
	使用材料製造者通知書	1	A4	対象施設ごと
	施工計画書	1	A4	対象施設ごと （仮設計画を含む）
	予定工程表	1	A3	対象施設ごと
	施工体系図	1	A4	
	CORINS 受領書	1	A4	-
	工事請負契約に係る産業廃棄物処理票	1	A4	対象施設ごと
	建設業退職金共済組合掛金収納書等	1	A4	-
	工事保険証書の写し	1	A4	対象施設ごと
	防災マニュアル	1	A4	
	提出書類確認表	2	-	別紙による
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による
施工中	納入仕様書	1	A4	対象施設ごと
	実施工程表	1	A4	
	施工図	1	A3	
	施工体制台帳	1	A4	
	関係官庁届出書	2	A4	
	機器搬入計画書	1	A4	
	協議記録	1	A4	
施工後	工事日報	1	A4	対象施設ごと
	打合せ議事録	1	A4	
	工事写真	1	A4	（CD-R 又は DVD-R も含む）対象施設ごと
	建設物副産物処理報告書	1	A4	対象施設ごと
完了時	工事完了届	1	A4	対象施設ごと
	音響性能測定報告書	1	A4	対象施設ごと
	完成図	2	-	図面データ （DXF,PDF,TIF形式）
		2	A3 二つ折製本	1部は対象施設に納品
	機器完成図	1	A4	対象施設ごと
	機器性能試験報告書	1	A4	
	機器取扱説明書	2	A4	
	機器納入者連絡先表	2	A4	
	試運転調整記録	1	A4	
	完成確認報告書	1	A4	
	保証書	1	A4	
	付属工具リスト	2	A4	
	関係官庁届出書類	1	A4	
	提出書類確認表	2	-	
	業務要求水準との整合性確認結果報告書	2	-	別紙による
電子納品	2	-	対象施設ごと CD-R 又は DVD-R	

(2) 建設業務の要求水準

①基本事項

- a) 工事計画は提案に委ねるものとするが、別紙 3 に示す範囲の市民会館の運営を停止することなく工事を行う計画とすること。
- b) 市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に工事が完了する、妥当性の高い施工計画・施工体制とすること。
- c) 施工期間中における対象施設及び周辺環境の安全確保を行うこと。
- d) 施工に伴う対象施設の運営への影響及び対象施設周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）を極力少なくするよう配慮すること。
- e) 不特定多数の人々が利用する施設であることを踏まえ、確実な耐震性に配慮した施工を行うこと。
- f) 施設性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮すること。
- g) 施工段階においても、環境負荷の低減に貢献するよう、廃棄物の削減等に配慮すること。
- h) 工事にあたって必要となる各種許可申請、届出等については、事業者の責任において、当該所轄官庁へ許可申請、届出等を行うこと。
- i) 仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務については、事業者が自らの責任において行うこと。
- j) 事業者は、工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備すること。
- k) 事業者は、対象施設の運営上支障のない範囲で、工事（試運転調整を含む。）に必要な工事に必要な電力、水道、ガスを無償で使用できるものとする。ただし、空調設備を除く。
- l) 事業者は、耐震化天井工事に際し、既存物の移設が必要となる場合には、市と協議し、市の指示に基づき、事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うこと。ただし、市が、機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。
- m) 火災警報装置等の感知器及び消防設備は、工事中も正常な動作を担保する。やむを得ず稼働できない場合には、市及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講ずること。

②建設業務の要求水準

- a) 平成 25 年国土交通省告示第 771 号並びに関連法令に従い、工事対象範囲の天井等に落下防止措置を実施すること。
- b) 本工事における、天井の落下防止措置のための工法は、第三者機関により技術性能が証明された工法を採用すること。なお、証明された施工範囲を超えるものについては、市と協議の上、実験等を行い、安全性の証明を事業者が自ら行うこと。
- c) 工事対象範囲における、天井面を支持する下地材並びに吊ボルト及び天井面に接続された空調設備、脱落の恐れのある照明設備等の非構造部材部材について、脱落防止措置を行うこと。
- d) 設計段階から、工事完了までの期間において、市、事業者との調整を適宜行い、本書における「工期及び工事スケジュール」に定める期間の翌日までに確実に供用開始ができるよう、工程管理を行うこと。

-
- e) 対象施設の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じること。
 - f) 事業者の配置した監修者は、落下防止措置に係る業務で作成する全ての書類、図書が工事請負契約書等に定めたとおりであるかの審査を行い、耐震化工事が本書に規定する要求水準を満たしているか監修を行うこと。
 - g) 監修者は、建設業務の完了にあたって、品質管理のためのチェックリスト（あらかじめ、市との協議によって事業者が作成する。）に基づき検査し、その結果を市に報告すること。
 - h) 監修者は、市に対し監修の状況を報告し、市の確認を受ける。ただし、この確認は、施工の状況、水準に関して市が承認したことを意味するものではない。

③附帯工事業務の要求水準

- a) 工事対象範囲の天井面に露出する設備機器及び感知器等は、事業者の提案する工事計画に合わせ、適切に復旧すること。

④現場作業日・作業時間

- a) 現場作業日、作業時間は、施設の運営に影響のない範囲で原則、次によるものとする。なお、事前に市と作業工程について十分協議を行うこと。
- b) 基本的な作業時間は、平日、土曜日、祝日の午前 8 時から午後 6 時までとする。また、大きな騒音・振動を伴う作業は、施設の運営に影響がない時間帯に行うこと。
- c) 原則として日曜日に工事を行わないものとする。やむを得ず、日曜日に作業を行う場合、近隣に迷惑のかからない範囲で、事前に計画書を提出し、市の了解を得た上で作業を行うこと。

⑤安全性の確保

- a) 工事の実施にあたっては、施設利用者、近隣住民等に対する安全確保を最優先すること。
- b) 工事期間中は、必要に応じて警備員を配置するなど、事業者の責任で安全性の確保に必要な措置を講じること。

⑥非常時・緊急時の対応

- a) 事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、事業者はあらかじめ市と協議のうえ、防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じること。

⑦近隣対策等

- a) 事業者は、自己の責任において、騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。

⑧工事現場の管理等

- a) 事業者は、工事用看板等により、工事概要、作業体系図、緊急連絡先等を掲示すること。また、事前に市も含めた緊急連絡簿を市に届け出ること。工事用看板等については、市営繕課 HP を参照すること。<http://www.nishi.or.jp/contents/0001256300050000600451.html>
 - b) 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び市が必要と判断した場所については、仮囲い等により安全区画を設定すること。また、工事作業場所についても同様とする。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、施設利用者、近隣住民等の安全に十分配慮し、事前に市との協議・調整を行うこと。
 - c) 事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の
-

管理を行うこと。

- d) 工事中は対象施設の運営上必要な駐輪・駐車スペースを確保できるよう配慮すること。
- e) 事業者は、作業時に対象施設の器物等を破損しないように十分に注意すること。また、対象施設管理者が不在時に、万が一、破損事故等が発生した場合は、市に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

⑨工事写真

- a) 工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出する。また、完成後、外部から見えない主要な部分の工事写真も提出すること。
- b) 対象施設ごとの写真帳（A4判・両面印刷）、及び TIF 形式のデータ一式（媒体は CD-R 又は DVD-R）を 2 部提出すること。

⑩完了検査

- a) 事業者が行う完了検査については、② g)による。
- b) 事業者は、完了検査の実施については、事前に市に通知する。
- c) 市は、事業者が実施する完了検査及び試運転等に立ち会うことができる。
- d) 事業者は、市に対して完了検査及び試運転等の結果を、工事検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

⑪市の完了検査

- a) 市は、事業者による前項の工事検査及び試運転の終了後、事業者立会いの下で完了検査を実施すること。
- b) 事業者は、完了検査に必要な工事完成図書を作成し、市に提出すること。

⑫その他

- a) 施工中は、遵守すべき法規制等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努めること。
- b) 工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。また、工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努めるとともに、再生資源の積極的活用を努めること。
- c) 工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行うこと。
- d) 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努めること。
- e) 近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避けて行い、それ以外の時間帯での通行時には十分注意し、低速で行うこと。
- f) 対象施設周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁止とすること。
- g) 気象予報又は警報等には常に注意を払い、災害の防止に努めること。
- h) 火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取り扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図ること。
- i) 事業者は、対象施設敷地内及び付近において、喫煙を禁止すること。

-
- j) 事業者は駐車場、資材置場等の位置を市に承諾を得ること。
- k) 工事に必要な工事用足場は、屋外に設置するものは原則的に枠組足場を使用し、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（厚生労働省発第 0424001 号 平成 21 年 4 月 24 日）の「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とすること。
- l) 工事完了後に下記の化学物質の濃度測定を行い、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、施設の使用を再開する前に測定結果報告書（1 部）を市に提出すること。なお、測定にあたっては文部科学省発出「学校環境衛生管理マニュアル（改訂版）」（平成 22 年 3 月）を参考にすることこと。

○測定対象物質	: ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
○測定場所	: 天井撤去を行った室内部